

## 静岡県告示第164号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年3月17日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 解除予定に係る保安林の所在場所

駿東郡小山町上野字西山1347の17・1347の20・1347の21・1376の32(以上4筆国有林)、1375の28(国有林。次の図に示す部分に限る。)

### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、東部農林事務所及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。)